JIS S 0025 (2011) (Japanese): Guidelines for older persons and persons with disabilities -- Packaging and receptacles -- Tactile warnings of danger -- Requirements

高齢者・障害者配慮設計指針－包装・容器－危険の凸警告表示－要求事項

JIS S 0025：2011

(JPI/JSA)

平成 23 年 5 月 20 日　改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 高齢者・障害者支援専門委員会 構成表

	氏名	所属
（委員会長）	山　内　　繁	早稲田大学
（委員）	青　木　和　夫	日本大学
	赤　居　正　美	社団法人日本リハビリテーション医学会（国立障害者リハビリテーションセンター）
	一　瀬　正　志	財団法人テクノエイド協会
	大　石　奈津子	財団法人日本消費者協会
	太　田　修　平	日本障害者協議会
	加　藤　俊　和	社会福祉法人京都ライトハウス
	川　澄　正　史	日本生活支援工学会
	倉　片　憲　治	独立行政法人産業技術総合研究所
	佐　川　　賢	日本女子大学
	末　田　　統	徳島大学
	高　橋　儀　平	東洋大学
	田　中　　理	横浜市総合リハビリテーションセンター
	田　中　　繁	国際医療福祉大学
	田　中　雅　子	社団法人日本介護福祉士会（富山県福祉カレッジ）
	畠　中　順　子	社団法人人間生活工学研究センター
	畠　山　　孝	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	森　川　美　和	財団法人共用品推進機構
	森　本　正　治	大阪電気通信大学
	山　際　　淳	日本生活協同組合連合会
	山　澤　　貴	日本福祉用具・生活支援用具協会

主　務　大　臣：経済産業大臣　　制定：平成 16.5.20　　改正：平成 23.5.20
官　報　公　示：平成 23.5.20
原　案　作　成　者：社団法人日本包装技術協会
（〒104-0045　東京都中央区築地 4-1-1 東劇ビル　TEL 03-3543-1189）
財団法人日本規格協会
（〒107-8440　東京都港区赤坂 4-1-24　TEL 03-5770-1571）
審　議　部　会：日本工業標準調査会　標準部会（部会長　二瓶　好正）
審議専門委員会：高齢者・障害者支援専門委員会（委員会長　山内　繁）

この規格についての意見又は質問は，上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット環境生活標準化推進室（〒100-8901　東京都千代田区霞が関 1-3-1）にご連絡ください。

なお，日本工業規格は，工業標準化法第 15 条の規定によって，少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され，速やかに，確認，改正又は廃止されます。

目　次

まえがき

この規格は，工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき，社団法人日本包装技術協会（JPI）及び財団法人日本規格協会（JSA）から，工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり，日本工業標準調査会の審議を経て，経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって，**JIS S 0025**:2004 は改正され，この規格に置き換えられた。

この規格は，著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が，特許権，出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は，このような特許権，出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について，責任はもたない。

日本工業規格　JIS S 0025：2011

高齢者・障害者配慮設計指針－包装・容器－危険の凸警告表示－要求事項

Guidelines for older persons and persons with disabilities－Packaging and receptacles－Tactile warnings of danger－Requirements

序文

この規格は，1997年に第2版として発行された**ISO 11683**を基とし，技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

視覚障害者及び高齢化によって視覚機能が低下した者（以下，視覚障害者等という。）が包装物を扱う場合，その中に包まれている物質又は調製物が，無害であるか又は危険であるかを認識することは，困難であるか又は不可能である。

この問題は，次の方法で解決する。

－　危険な物質又は調製物を含む包装物には，この規格によって危険の凸警告表示を付ける。

－　この凸警告表示で，視覚障害者等に包装物に付けられた危険の意味及び位置を知らせる。

この規格は，通常は凸状の正三角形の形状で表示し，包装物にそのような三角形を付けるのに十分な場所がない場合には，縮小された3点突起で表示する危険の凸警告表示である。

この危険の凸警告表示は，簡単な表現の触覚識別記号を可能な限り規定された場所に配置し，それを視覚障害者等に周知することによって，間違いなく認識できるようにする。

なお，この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は，対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて，**附属書JA**に示す。

1　適用範囲

この規格は，法規に定められた危険な物質及び調製物を入れた包装のうち，日常生活において人が直接触れるものに対し，危険の凸警告表示に関する要求事項について規定する。ただし，薬事法の対象となる製品のうち，誤使用，誤飲食によって危険が及ぶ可能性が高い製品（家庭用殺虫剤，家屋を守るための殺虫剤，殺そ剤及びき避剤）だけに適用する。

注記1　この規格は，危険な物質及び調製物を規定するものではない。それらは，法規制当局によって規定されるものである。

注記2　この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を，次に示す。

ISO 11683:1997，Packaging－Tactile warnings of danger－Requirements（MOD）

なお，対応の程度を表す記号“MOD”は，**ISO/IEC Guide 21-1**に基づき，“修正している”ことを示す。

2　用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は，次による。

2.1

危険な（dangerous）

法規制当局によって規定された人体に有害な物質（**2.2** 参照）及び調製物（**2.3** 参照）の表現。

2.2

物質（substances）

天然に存在するか又は工業的に生産される化学成分及びそれらの化合物。

2.3

調製物（preparations）

二つ以上の物質からなる混合物又は溶液。

2.4

包装（packing）

物質又は調製物を直接その中に包むための何らかの形状の容器，袋など。

2.5

包装物（package）

中身の入った包装。

2.6

底面（bottom）

包装の通常使用における定置面。

2.7

取扱表面（handling surface）

通常の使用中，利用者が触れる包装の部分。すなわち，包装物を開封したり，中身を空にしたりするときに，つまんだり及び／又はつかんだりして手で触れる部分。

2.8

縁端（edge）

直立面と底面とが接触する一辺。

3　一般的要求事項

危険の凸警告表示は，ガラス瓶を保護する段ボール箱のような二次的な包装（外装）の上ではなく，一次的な包装（個装）に表示する。また，箇条 **4**～箇条 **7** に規定する要求事項を満足しなければならない。

4　危険の凸警告表示の要求事項

危険の凸警告表示の記号は，包装の一部分に直接表示する。直接表示できない場合は，貼付ラベルを貼り付けて表示する。また，箇条 **5** 及び箇条 **6** に規定する要求事項を満足しなければならない。

5　危険の凸警告表示記号の形状及び寸法

5.1　一般

物理的に可能な場合には，通常サイズ（**5.2** 参照）を用いる。サイズを縮小した 10 mm 記号［**5.3 a)**参照］は通常記号の使用が物理的に不可能な場合に限って用いることができる。3 点記号［**5.3 b)**参照］は，10 mm

記号の使用が物理的に不可能な場合に限って用いることができる。3 mm 記号［**5.3 c)**参照］は，3 点記号の使用が物理的に不可能な場合に限って用いることができる。

5.2 通常サイズ

この記号は，可能な限りとがった角をもつ正三角形とする（**図 1** 参照）。

可能な場合は，辺をつなげて頂点とし，隙間ができてしまう場合は，その隙間を 1.0 mm 以下とする。

辺の長さ（L）は，18 mm±2 mm とする。

正三角形は，枠から構成されるものとし，その幅（B）は，1.7 mm±0.2 mm とする。

枠の断面の高さ（H）は，0.3 mm～0.5 mm とする。

断面の形状は，長方形（**図 1** の断面図 A－A′ 参照）とする。長方形にできない場合は，台形又は弓状でもよいが，枠の断面の最小面積は 1/2 H×B とする。

図 1－触覚による危険の凸警告記号

5.3 縮小サイズ

縮小サイズは，次の 3 種類の記号を使用してもよい。

a) 10 mm 記号　この記号は，可能な限りとがった角をもつ正三角形とする（**図 1** 参照）。

正三角形は，枠から構成されてもよいし又は枠内を埋めてもよい。

可能な場合は，辺をつなげて頂点とし，隙間ができてしまう場合は，その隙間を 1.0 mm 以下とする。

辺の長さ（L）は，$10\ \mathrm{mm}^{+1}_{\ 0}\ \mathrm{mm}$（10 mm 以上 11 mm 以下）とする。

三角形が枠だけで構成される場合は，1 mm±0.2 mm の幅（B）をもつものとする。

枠の断面の高さ（H）は，0.3 mm～0.5 mm とする。

枠の断面の最小面積は 1/2 H×B で，断面の形は，例えば，長方形（**図 1** の断面図 A－A′ 参照）又は弓状でもよい。

三角形の内部を埋める場合，高さは，枠の断面の高さ（H）と同じとする。また，周囲の側面は弓状になってもよい。

b) 3 点記号　それぞれが切頭円すい台の形状をもつ 3 点を一つの円に等間隔で配置する（**図 2** 参照）。

各点の直径を 2 mm±0.2 mm とする。

切頭円すいの断面の高さ（H）は，0.3 mm～0.5 mm とする。

2 点の中心から中心までの距離（D）は，等間隔で，3 mm～9 mm とする。

図 2－危険の凸警告表示のための 3 点記号

c)　**3 mm 記号**　この記号は，可能な限りとがった角をもつ正三角形とする（**図 1** 参照）。

この記号では，辺をつなげて頂点とし，頂点部分の隙間があってはならない。

辺の長さ（L）は，3^{+1}_{0} mm とする（3 mm 以上 4 mm 以下）。

枠の断面の高さ（H）は，0.3 mm～0.5 mm とする。

6　危険の凸警告表示の位置

6.1　一般的要求事項

他の浮き出し標識パターンは，危険の凸警告表示と混同しないように配慮する。

6.2　底面のある包装

6.2.1　一般的な場合

危険の凸警告表示は，正三角形の頂点が包装の底面から 50 mm 以内になるように，**図 3** に示す範囲内の縁端に近い直立した取扱表面に表示する。また，使用するときに最初に触れる位置及び必ず触れる認知しやすい位置にも表示することが望ましい。

図 3－底面のある包装での危険の凸警告表示の位置

6.2.2　特殊な場合

危険の凸警告表示は，技術的に不可能でない限り，次に示すように表示する。これに該当しない場合は，**6.2.1** の一般的な場合による。

a) **エアゾールの包装** 危険の凸警告表示は，貼付ラベルを貼り付けることによって実現してもよい。この場合，使用するときに最初に触れる，又は必ず触れる容器胴部の上部の認知しやすい位置に表示する。この表面は，エアゾール包装の一部分でなければならず，製品を通常使用のときに除去される部分であってはならない。

b) **全面開口するプラスチック包装（使用時）** 危険の凸警告表示は，可能な限り開口部に近い取扱表面に表示する。

6.3 底面のない包装

チューブ及びカートリッジの場合の危険の凸警告表示は，次の方法で，チューブ・ノズルの周囲に均等な間隔を置いて，肩上に表示する。

点及び三角形の危険の凸警告表示は，チューブ・ノズルの周囲に同心円上に表示する。それらは規則的に表示し（三角形のある区域の次に平らな区域が続く。），それぞれの三角形がチューブの外側を指すようにする（**図 4** 参照）。

底面のない他の包装の場合，触知による警告表示は，取扱表面上のできる限り分かりやすい位置に表示する。

図 4－チューブ及びカートリッジ肩上の危険の凸警告表示の表示例

6.4 小形包装

6.1～**6.3** で表示できない場合の危険の凸警告表示は，取扱表面上のできる限り分かりやすい位置に表示する。

7 危険の凸警告表示の耐久性

この警告表示は，通常の取扱条件下において，予測される包装物使用期間中にわたり，触知できる状態を保持しなければならない。

附属書 JA
（参考）
JIS と対応国際規格との対比表

JIS S 0025:2011　高齢者・障害者配慮設計指針－包装・容器－危険の凸警告表示－要求事項	**ISO 11683**:1997　Packaging－Tactile warnings of danger－Requirements

(I) **JIS** の規定		(II) 国際規格番号	(III) 国際規格の規定		(IV) **JIS** と国際規格との技術的差異の箇条ごとの評価及びその内容		(V) **JIS** と国際規格との技術的差異の理由及び今後の対策
箇条番号及び題名	内容		箇条番号	内容	箇条ごとの評価	技術的差異の内容	
1 適用範囲	日常生活において直接手で触れるものの中で，法規に定められた危険な物質及び調製物の包装について規定。家庭用殺虫剤，家屋を守るための殺虫剤，殺そ剤及びき避剤だけに適用する。		1	危険な物質及び調製物を入れた包装について規定	削除	適用範囲を日常生活の直接手に触れるものにとどめ，また家庭用殺虫剤，家屋を守るための殺虫剤，殺そ剤及びき避剤だけに適用する。	視覚障害者等にとって **JIS** の方が実用的であり，今後 **ISO** 規格へ提案する予定。
			2	引用規格 **EN 417**:1992 ポータブル形の器具に使用する詰め替えできない液化石油ガス用金属製ガス容器について規定	削除	**EN 417** で規定している液化石油ガス用金属製ガス容器は，輸入品も含め日本市場に前例がない容器である。	将来，当該製品が生産又は輸入されたときに検討したい。
2 用語及び定義	2.4 包装		3.2	**JIS** とほぼ同じ	変更	二次的包装への表示が必要な場合がある。 注記を削除。	一次包装への表示が大原則だが，現状の包装には多用な形態があり，使う側に立ち二次包装への表示もある。今後具体化して **JIS** に規定する予定。
3 一般的要求事項	表示は一次包装に行う。		4	**JIS** とほぼ同じ	変更	二次的包装への表示が必要な場合がある。	一次包装への表示が大原則だが，現状の包装には多用な形態があり，使う側に立ち二次包装への表示もある。今後具体化して **JIS** に規定する予定。

(I) JIS の規定		(II) 国際規格番号	(III) 国際規格の規定		(IV) JIS と国際規格との技術的差異の箇条ごとの評価及びその内容		(V) JIS と国際規格との技術的差異の理由及び今後の対策
箇条番号及び題名	内容		箇条番号	内容	箇条ごとの評価	技術的差異の内容	
5 危険の凸警告表示記号の形状及び寸法	5.1 一般 5.2 通常サイズ 5.3 縮小サイズ		6	寸法	変更	5.3 縮小サイズ a) 記号の変更に合わせた。 枠の断面の高さを我が国の使用状況に合わせた。 辺の長さと枠の断面の高さを我が国の使用状況に合わせた。	記号は形状及び寸法で構成されている。今後 **ISO** 規格へ提案する予定。
6.3 底面のない包装	底面のない包装を規定		7.3	**JIS** とほぼ同じ	変更	図 4 の配置例	表示例を，より分かりやすくした。 今後 **ISO** 規格へ提案する予定。
6.4 小形包装			7.4	**JIS** とほぼ同じ	変更	“製造業者の規定する取扱表面に配置する”を，“取扱表面上のできる限り分かりやすい位置に表示する”とした。	技術的差異はない。

JIS と国際規格との対応の程度の全体評価：**ISO 11683**:1997，MOD
注記 1　箇条ごとの評価欄の用語の意味は，次による。 －　削除………………国際規格の規定項目又は規定内容を削除している。 －　変更………………国際規格の規定内容を変更している。 **注記 2**　**JIS** と国際規格との対応の程度の全体評価欄の記号の意味は，次による。 －　MOD……………　国際規格を修正している。

JIS S 0025：2011

高齢者・障害者配慮設計指針－包装・容器－危険の凸警告表示－要求事項 解　説

この解説は，規格に規定・記載した事柄を説明するもので，規格の一部ではない。

この解説は，財団法人日本規格協会が編集・発行するものであり，これに関する問合せ先は，財団法人日本規格協会である。

1　今回の改正までの経緯

この規格は，国際的な立場で高齢者・障害者に配慮した標準化を積極的に推進している日本として，この設計指針を含め，必要性の高い領域での標準化を世界に先駆けて実施し，国際的な場で提案し，世界に貢献をしていく必要性がある。この規格は，2004 年に制定（以下，旧規格という。）された後，今回の改正に至った。

今回，社団法人日本包装技術協会は，**JIS** 原案作成委員会を組織し，**JIS** 原案を作成した。この **JIS** 原案を主務大臣である経済産業大臣に申出し，日本工業標準調査会で審議議決され，平成 23 年 5 月 20 日付で公示された。

2　今回の改正の趣旨

現在，我が国では急速な高齢化が進展しており，介護・介助を必要とする高齢者の増加は今後一層深刻な問題となる。

高齢者の問題点の一つは，加齢などによる心身機能の低下によって日常生活において各種生活用品の使用が困難となることである。また，障害者も障害のない人を想定して設計された生活用品を用いるときに不便さを感じていることである。高齢者・障害者の日常生活での自立，更には生活の質（Quality of life）を高めるためには，高齢者・障害者に配慮した生活用品の提供が必要である。

今回の改正では，**ISO 11683** の国際規格に準拠するよう改正し，また，適用範囲及び危険の凸警告表示の位置についてその内容を追加・訂正し全体の見直しを実施した。

3　審議中に特に問題となった事項

今回のこの規格の改正審議で問題となった事項は，次のとおりである。

a) 社団法人日本エアゾール協会から，本体の **6.2.2 a)**（エアゾールの包装）の凸警告表示の位置について，次のような改正意見があり，審議の結果，一般消費者及び高齢者・障害者がより安全に使用できる内容に変更した［**5.2 c)** 参照］。

  1) 凸警告表示は，貼付ラベルの貼り付けが望ましい。

  2) 凸警告表示は，作動ボタン又はワンタッチキャップに表示できない。

  3) 凸警告表示は，エアゾール容器の製造工程上，底面から 50 mm 以内に表示できない。

b) 旧規格は **ISO 11683**:1997 を基に国際的整合性を配慮しながら制定したが，今回，国内の実情に合わな

い事項については，実情に即して変更・追記を行った。

なお，視覚障害者等への配慮設計に関するものであることから“高齢者・障害者配慮設計指針”に位置付けることが適切であるとし，規格の名称は，“高齢者・障害者配慮設計指針－包装・容器－危険の凸警告表示－要求事項”とした。この中の“警告”は注意喚起の警告を意味する。

4　適用範囲について

今回の改正審議で，適用範囲のただし書き以降の内容が分かりづらいとの指摘を受け，次のように変更した。“ただし，薬事法の対象となる製品のうち，誤使用，誤飲食によって危険が及ぶ可能性が高い製品（家庭用殺虫剤，家屋を守るための殺虫剤，殺そ剤及びき避剤）だけに適用する。”とした。

この適用範囲の補足説明を，次に示す。

a) この規格は，消費者用製品の包装・容器のうち，法規で定められた危険物・有害物に該当する内容物を含むものを対象としている。

危険物・有害物については，この規格では定めないためにその範囲が分かりにくいが，例えば，**解説表 1** のよう整理される。ここで特に問題となったのは，この規格の対象となる製品で，家庭用（屋内，菜園）殺虫殺菌剤，殺そ剤，き避剤については，適用するが，医薬品，医薬部外品，化粧品など，直接人体に用いる目的の薬事法の対象製品は除いた点である。

解説表 1－法規別危険物質及びその主な商品

法規名	危険な化学物質，調製物	主な商品	注記
毒物及び劇物取締法 農薬取締法	有毒な化学物質及びそれらの調製物	家庭菜園用の殺虫殺菌剤・除草剤，殺そ剤	家庭用の屋内殺虫剤，殺そ剤，き避剤には医薬部外品がある。
有害物を含有する家庭用品の規制に関する法律	エアゾール製品（塩化水素），洗浄剤で液状のもの（水酸化カリウム，水酸化ナトリウム，塩酸，硫酸，次亜塩素酸塩，過酸化物），洗浄剤で粉末状のもの（強アルカリ性化合物，次亜塩素酸塩，過酸化物）	漂白洗浄剤（次亜塩素酸塩，過酸化物タイプ） トイレ洗浄剤（酸，アルカリタイプ） カビとり剤（次亜塩素酸塩，過酸化物タイプ）	注意標示：混ぜるな危険（酸と次亜塩素酸塩）
家庭用品品質表示法			
消防法 （危険物の規制）	第 4 類の特殊引火物，第 1 石油類	塗料：家庭用，車用，溶剤 暖房用：灯油	第 4 類以外の，第 1 類の過酸化物，第 6 類の強酸に準じるなどの危険物は他に位置付ける。
高圧ガス保安法	ガスボンベ類 エアゾール製品全般 （LPG，窒素，炭酸ガス等）	携帯用ボンベ 家庭菜園用の殺虫殺菌剤， 家庭用の屋内殺虫剤	－

なお，**ISO 11683** では医薬品も含まれていると理解される。

b) 包装・容器の内容物に関わる危険物・有害物には，内容物が直接人体に対し危険・有害であるもの，例えば，内容物に触れることで皮膚などを腐食するもの，人体に有害なガスを発生するものなどのほか，通常の使用においては，内容物が直接人体に危険・有害とはいえないが，引火，混合・反応などによって危険・有害になる物質などがある。

5　規定項目の内容（主な改正点）

規定項目の内容（主な改正点）は，次のとおりである。

5.1　危険の凸警告表示記号の形状及び寸法（本体の箇条 **5**）　**ISO 11683**:1997 に準拠して凸警告表示記号の形状及び寸法を規定しているが，国内の現状とこれからの普及推進に合わせて，通常サイズ及び縮小サイズの一部の寸法を変更した。

a) **一般**（本体の箇条 **5.1**）　縮小サイズの 9 mm 記号を“10 mm 記号”に変更した。

b) **通常サイズ**（本体の箇条 **5.2**）　凸警告表示記号の枠の断面の高さ（H）を 0.25 mm〜0.5 mm から“0.3 mm〜0.5 mm”に変更した。

c) **縮小サイズ**（本体の箇条 **5.3**）　**a) 9 mm 記号**を“**a) 10 mm 記号**”に変更した。また辺の長さ（L）を 9 mm±1 mm から“10 mm$^{+1}_{0}$ mm　(10 mm 以上 11 mm 以下)”及び枠の断面の高さ（H）を 0.25 mm〜0.5 mm から“0.3 mm〜0.5 mm”に変更した。

d) **3 点記号**[本体の箇条 **5.3 b)**]　円すいの断面の高さ（H）を 0.25 mm〜0.5 mm から“0.3 mm〜0.5 mm”に変更した。

e) **3 mm 記号**[本体の箇条 **5.3 c)**]　枠の断面の高さ（H）を 0.25 mm〜0.5 mm から“0.3 mm〜0.5 mm”に変更した。

5.2　危険の凸警告表示の位置（本体の箇条 **6**）　凸警告表示の識別のためには，どのような包装・容器についても一定の位置に表示があることが重要ではないかとの意見があった。一般的な場合，旧規格に規定した“危険の凸警告表示の記号は，正三角形の頂点が包装の底面から 50 mm 以内になるように，**図 3** に示す範囲内の縁端に近い直立した取扱表面に配置する”が原則である。しかし，実際の包装・容器は多様な形態・デザインの製品があり，これに加えて，更に，分かりやすく表示することの必要性も否定できないとの意見もあった。このため，“**JIS S 0022-3**:2007 解説の **5.2**（触覚識別表示の位置と方向）”に示された“触覚識別表示を付ける位置は，最初に手が触れるところ，必ず手が触れるところ，及び開封するところに触覚識別表示があるものの評価が高く，上部と下部では上部が，中央と隅では中央が，1 か所より複数箇所の方が探しやすい，という調査結果を得た。”を，表示位置を定める参考にすることとした。

a) **一般的な場合**（本体の箇条 **6.2.1**）　旧規格では“危険の凸警告表示の記号は，正三角形の頂点が包装の底面から 50 mm 以内になるように，**図 3** に示す範囲内の縁端に近い直立した取扱表面に表示する。”と規定したが，文章上追加の必要性があるため，“また，使用するときに最初に触れる位置及び必ず触れる認知しやすい位置にも表示することが望ましい。”の内容を追加した。

b) **特殊な場合**（本体の箇条 **6.2.2**）　旧規格の **6.2.2.1**（一般）を削除し，今回，本体の **6.2.2**（特殊な場合）に，“危険の凸警告表示は，技術的に不可能でない限り，次に示すように表示する。これに該当しない場合は，**6.2.1** の一般的な場合による。”と，より分かりやすく，他の文面に合わせできるだけ統一した内容に変更した。

c) **エアゾールの包装**［本体の箇条 **6.2.2 a)**］　エアゾール包装を扱う一般消費者及び高齢者・障害者が，より安全に使用できるように，“危険の凸警告表示は，貼付ラベルを貼り付けることによって実現してもよい。この場合，使用するときに最初に触れる，又は必ず触れる容器胴部の上部の認知しやすい位置に表示する。この表面は，エアゾール包装の一部分でなければならず，製品を通常使用のときに除去される部分であってはならない。”と変更した。この変更した理由は，次のとおりである。

1) “貼付ラベルを貼り付けることによって実現してもよい。”とした理由は，社団法人日本エアゾール協会から，“エアゾール容器は，スチール又はアルミ製で，凸警告表示を刻印（プレス加工）した場合，容器が変形状態となり，容器内の圧力で変形，破裂の可能性がある”との意見が出されたため

である。

2) “使用するときに最初に触れる，又は必ず触れる容器胴部の上部の認知しやすい位置に表示する。”とした理由は，表示を付ける位置の調査結果を参考にしたこと，及び社団法人日本エアゾール協会から，“エアゾール容器の製造工程上の問題点として，容器の底面 50 mm 以内に凸警告表示を表示できない。また，作動ボタン又はワンタッチキャップには残ガスを安全に排出するため，中身排出機構及び，残ガス排出機構の装着の義務付けが行われたので，凸警告表示が表示できない。”などの改善要望に対応させるためである。

6 懸案事項

今回の改正に当たって懸案事項として残された事項は，次のとおりである。

a) 現在，日常生活で用いる消費者用製品及び取扱説明書に用いる図記号のうち，禁止，注意警告，指示強制事項などを視覚的に伝える警告記号は，**JIS S 0101**（消費者用警告図記号）に規定されている。

しかし，視覚障害者及び高齢化によって視覚機能が低下した者（以下，視覚障害者等という。）においては，ここで規定された記号から情報を得ることは難しいか，又は不可能である。このため，今回は，実情に合わせた改正を行ってきたが，これからもより実情に合わせた規格の改正が求められている。

b) 消費者用製品の中には，人体に危険・有害な物質又は製品を包装したものもあり，これらを視覚障害者等も安全に用いるために，内容物に触れる前に包装・容器に触れた段階でその危険性又は有害性を判断できることが必要である。そのためには，視覚に依存しない情報の提供が必要である。また，その情報提供の方法は，標準化された統一的なものが求められている。

7 原案作成委員会の構成表

原案作成委員会の構成表を，次に示す。

JIS S 0025 原案作成委員会　構成表

		氏名	所属
（委員長）		西　原　主　計	神奈川工科大学
（副委員長）	○	三　好　　　泉	静岡文化芸術大学デザイン学部
（主査）	○	山　下　和　幸	凸版印刷株式会社情報コミュニケーション事業本部
（委員）		久　保　寛　之	経済産業省産業技術環境局
		進　藤　秀　夫	経済産業省製造産業局
		渡　邉　道　彦	財団法人日本規格協会規格開発部
		酒　井　光　彦	社団法人日本包装技術協会
	○	森　川　美　和	財団法人共用品推進機構総務部
	○	小　林　長　生	社団法人日本保安用品協会
		佐　伯　美智子	財団法人日本消費者協会教育企画部
		大　熊　禮　子	主婦連合会食料部
		秋　元　洋　子	特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟
		石　和　祥　子	消費科学連合会
		綱　河　宗一郎	日本生活協同組合連合会開発管理部
	○	山　縣　　　文	社会福祉法人日本盲人会連合
	○	高　橋　玲　子	株式会社タカラトミー安全・環境統括室

○ 村　重　正　行　　日本プラスチック工業連盟（平成 22 年 3 月まで）
　 松　永　孝　治　　日本プラスチック工業連盟（平成 22 年 4 月から）
○ 太　田　　　浩　　社団法人日本エアゾール協会
○ 石　丸　　　泰　　社団法人日本塗料工業会標準部
○ 仲　田　　　望　　日本ガラスびん協会
○ 中　田　一　範　　日本製罐協会
○ 松　岡　喜久夫　　東洋製罐株式会社開発本部（平成 22 年 3 月まで）
　 今　谷　恒　夫　　東洋製罐株式会社開発本部（平成 22 年 4 月から）
○ 横須賀　道　夫　　花王株式会社包装容器開発研究所
（事務局）　○ 澤　村　邦　夫　　社団法人日本包装技術協会包装技術研究所
○ 伊名田　利　秀　　社団法人日本包装技術協会包装技術研究所

注記　○印は，小委員会委員を示す。

（執筆者　伊名田　利秀）

★JIS 規格票及び JIS 規格票解説についてのお問合せは，規格開発部標準課まで，できる限り電子メール（E-mail:sd@jsa.or.jp）又は FAX［(03)3405-5541］TEL［(03)5770-1571］でお願いいたします。お問合せにお答えするには，関係先への確認等が必要なケースがございますので，多少お時間がかかる場合がございます。あらかじめご了承ください。

★JIS 規格票の正誤票が発行された場合は，次の要領でご案内いたします。

(1) 当協会発行の月刊誌“標準化と品質管理”に，正・誤の内容を掲載いたします。

(2) 原則として毎月 21 日（21 日が土曜日，日曜日又は休日の場合には，その翌日）に，“日経産業新聞”及び“日刊工業新聞”の JIS 発行の広告欄で，正誤票が発行された JIS 規格番号及び規格の名称をお知らせいたします。

なお，当協会の JIS 予約者の方には，予約されている部門で正誤票が発行された場合，自動的にお送りいたします。

★JIS 規格票のご注文は，出版事業部出版サービス第一課［FAX(03)3583-0462 TEL(03)3583-8002］まで，お申込みください。

JIS S 0025
高齢者・障害者配慮設計指針－包装・容器－危険の凸警告表示－要求事項

平成 23 年 5 月 20 日　第 1 刷発行

編集兼発行人　田 中 正 躬

発 行 所
財団法人 日 本 規 格 協 会
〒107-8440　東京都港区赤坂 4 丁目 1-24
http://www.jsa.or.jp/

札幌支部　〒060-0051　札幌市中央区南 1 条東 1 丁目 5　大通バスセンタービル 1 号館内
TEL (011)261-0045　FAX (011)221-4020

名古屋支部　〒460-0008　名古屋市中区栄 2 丁目 6-1　白川ビル別館内
TEL (052)221-8316(代表)　FAX (052)203-4806

関西支部　〒541-0053　大阪市中央区本町 3 丁目 4-10　本町野村ビル内
TEL (06)6261-8086(代表)　FAX (06)6261-9114

広島支部　〒730-0011　広島市中区基町 5-44　広島商工会議所ビル内
TEL (082)221-7023　FAX (082)223-7568

福岡支部　〒812-0025　福岡市博多区店屋町 1-31　博多アーバンスクエア内
TEL (092)282-9080　FAX (092)282-9118

Printed in Japan　NH/B

JAPANESE INDUSTRIAL STANDARD

Guidelines for older persons and persons with disabilities—Packaging and receptacles—Tactile warnings of danger—Requirements

JIS S 0025 : 2011

(JPI/JSA)

Revised 2011-05-20

Investigated by

Japanese Industrial Standards Committee

Published by

Japanese Standards Association

定価 1,260 円（本体 1,200 円）

ICS 11.180.01;13.100;55.020

Reference number：JIS S 0025:2011(**J**)